

## 令和6年度建設DX加速化事業募集要項

### 1 事業目的

人口減少や高齢化が進む中、県内建設企業においては働き方改革とともに、現場の効率性や安全性について一層の向上が求められていることから、本事業は、ICT施工の更なる普及等によって建設DXの加速化に取り組むことを目的としています。

### 2 補助対象者

秋田県内に主たる営業所を有し、秋田県の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者又は秋田県内に本店を有し、秋田県の建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、次の(1)から(5)までの全ての要件を満たす者が対象となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 県の融資（間接融資を含む。）に係る債務の履行を怠っていない者であること及びその他不正又は不誠実な行為をするおそれがないと認められる者であること。
- (4) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 本事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

### 3 補助事業の実施期間

補助金交付決定日から、補助事業を完了する日と令和7年2月28日のいずれか早い日までです。

### 4 補助対象事業

次の(1)と(2)の2つの事業が補助対象となり、補助率、補助限度額は次のとおりです。

補助率：2分の1以内（千円未満の端数切り捨て）

補助限度額：100万円

交付制限：1企業につき1回

ただし、過年度に補助金の交付を受けた場合で、その金額が上記補助限度額に達していない場合は、その範囲内で再度の交付を受けることができます。

また、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、対象としません。

(1) I型

I型とは、建設業者が、建設DX加速化事業実施要領(以下「実施要領」という。)第1条に掲げる目的のために次に掲げるもののうちいずれか一つ以上を導入することをいいます。ただし、秋田県ICT活用モデル工事で活用できる等、建設DXの加速化を担う仕様であるものに限ります。

- 1) 従来建機に取り付けることでICT施工を可能とする後付け機器
- 2) ICT建機
- 3) UAV、地上型レーザースキャナ又はトータルステーション
- 4) 3次元設計ソフトウェア
- 5) その他必要と認めるもの

(2) II型

II型とは、建設コンサルタント等が、実施要領第1条に掲げる目的のために次に掲げるもののうちいずれか一つ以上を導入することをいいます。ただし、秋田県ICT活用モデル工事で活用できる等、建設DXの加速化を担う仕様であるものに限ります。

- 1) UAV、地上型レーザースキャナ又はトータルステーション
- 2) 3次元設計ソフトウェア
- 3) その他必要と認めるもの

## 5 補助対象経費

この補助金の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業に係る直接的経費のうち、実施要領第5条に掲げる経費です。

なお、補助事業の実施期間にかかるソフトウェアの使用料は、補助事業の実施期間の内のリース等期間をリース等期間全体で除した値にリース等期間全体の使用料を乗じることで算出します(一円未満の端数切り捨て)。

また、I型とII型の両方で補助金の交付申請をした場合、そのうちの一つ以外の事業にかかる経費は交付対象となりません。

## 6 申請書類受付期間、選定等

(1) 申請書類受付期間

申請書類受付期間は令和6年4月1日(月)から令和7年1月31日(金)までとしますので、この期間中に申請書類を提出してください。

(2) 審査

申請書類の受付順に審査を行い、不備があった場合はその内容を受付順に電話連絡します。その電話連絡を受けて再度申請する場合は、申請書類受付期間中に修正した申請書類を提出してください。

なお、電話連絡が取れない場合、連絡順序が前後することがありますので御了承ください。

(3) 選定

審査を行い、受付順に補助対象事業者を選定します。

(4) 提出方法

電子メールまたは郵送により申請書類を提出するものとし、電子メールによる場合は容量10MB未満のPDFデータを、郵送による場合は消印が押される方法で提出してください。

なお、電子メールによる場合は受信日時、郵送による場合は消印に明示の日付けが該当する期間中の場合のみ有効です。

**持参による提出は受け付けませんので御了承ください。**

(5) 公表

採択となった場合は、商号又は氏名、代表者名及び事業内容等を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」等で公表します。

(6) その他

なお、同一の受付時刻に複数の採択申請者があり、交付できる補助金の上限に達した場合は、抽選により受付順を決定します。受付時刻は、電子メールによる場合は受信日時、郵送による場合は消印に明示の日付けの午前10時00分とします。

修正した申請書類の提出をした場合の受付時刻は、最終提出にかかる受付時刻を採用します。

また、抽選を実施する場合は、別途連絡の上抽選会を開催します。

## 7 申請手続等の概要

(1) 申請書類

申請にあっては次の①から④までの書類を各1部提出してください。

なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- ① 建設DX加速化事業採択申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）

## 8 その他

- (1) 補助金交付決定日前に発注、契約、購入等を実施したものは、補助対象経費として計上できません。
- (2) 補助金の精算については、実績報告書の提出を受け補助金額確定後に行います。
- (3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費や帳簿類の確認が可能な

い場合については、当該経費に係る金額は、原則として補助対象外となります。

(4) 事業完了後、事業概要等の発表を依頼することがあります。

(5) 政治資金規正法の規定により、交付決定の通知を受けた日から1年間は政党等への寄附行為に制限があります。

## 9 申請書類の提出・お問い合わせ先

秋田県建設部 技術管理課 積算管理・建設DXチーム

(郵送の場合) 住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

(電子メールの場合) 電子メール：テックマン プレフ アキタ エルジー ジェイビー  
techman@pref.akita.lg.jp

(電話でお問合せの場合) TEL：018-860-2432